



発行 新潟県

**第 29 号**

令和3年4月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 474 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 475 介護保険法による介護医療院の開設許可(高齢福祉保健課)
- 476 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 477 介護保険法による介護老人保健施設の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 478 連合海区漁業調整委員会設置(水産課)
- 479 保安林の指定解除(治山課)
- 480 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 481 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 482 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 483 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 484 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 485 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 486 道路の区域変更(道路管理課)
- 487 道路の供用開始(道路管理課)
- 488 道路の区域変更(道路管理課)
- 489 道路の供用開始(道路管理課)
- 490 道路の区域変更(道路管理課)
- 491 道路の供用開始(道路管理課)
- 492 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 493 歳入の徴収事務の委託(建築住宅課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(畜産課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

新潟県連合海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟県連合海区漁業調整委員会処務規程(新潟県連合海区漁業調整委員会)

告 示

◎新潟県告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
---------	--------	-----	-----	-------

通所介護	デイサービスセンター第二平成園	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	社会福祉法人加茂福祉会	令和3年4月1日
通所介護	デイサービスセンター第三平成園	新潟県加茂市神明町1丁目7番1号	社会福祉法人加茂福祉会	令和3年4月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所施設大潟愛宕の園	新潟県上越市大潟区土底浜978番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和3年4月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	株式会社栗原医療器械店ふぉ～・優上越オフィス	新潟県上越市平成町554番地	株式会社栗原医療器械店	令和3年4月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社栗原医療器械店ふぉ～・優上越オフィス	新潟県上越市平成町554番地	株式会社栗原医療器械店	令和3年4月1日

◎新潟県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。  
令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
山北徳洲会介護医療院	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳洲会	令和3年4月1日

◎新潟県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
かりん訪問入浴介護	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙329番地1	社会福祉法人苗場福祉会	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和3年3月1日	令和3年3月31日
デイサービスセンター平成園	新潟県加茂市石川2丁目2472番地1	加茂市	通所介護	令和3年3月9日	令和3年3月31日
デイサービスセンター第二平成園	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	加茂市	通所介護	令和3年3月9日	令和3年3月31日

デイサービスセンター第三平成園	新潟県加茂市神明町1丁目7番1号	加茂市	通所介護	令和3年3月9日	令和3年3月31日
デイサービスふるまい村	新潟県見附市新幸町7番11号	株式会社生活サポーターふるまい	通所介護	令和3年3月3日	令和3年3月31日
胎内市デイサービスセンター栗木野荘	新潟県胎内市栗木野新田106番地1	社会福祉法人胎内市社会福祉協議会	通所介護	令和3年2月25日	令和3年3月31日
短期入所施設大潟愛宕の園(従来型)	新潟県上越市大潟区土底浜978番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年2月26日	令和3年3月31日
佐渡市介護老人保健施設すこやか両津	新潟県佐渡市春日1137番地4	佐渡市	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年3月4日	令和3年3月31日
株式会社セラピ	新潟県上越市平成町554番地	株式会社セラピ	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和3年2月26日	令和3年3月31日
株式会社セラピ	新潟県上越市平成町554番地	株式会社セラピ	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和3年2月26日	令和3年3月31日

## ◎新潟県告示第477号

介護保険法(平成9年法律第123号)第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	廃止年月日
介護老人保健施設水仙の家	新潟県小千谷市元町10番1号	新潟県厚生農業協同組合連合会	令和3年2月26日	令和3年3月31日
介護老人保健施設なでしこ	新潟県糸魚川市大字竹ヶ花457番地1	新潟県厚生農業協同組合連合会	令和3年2月25日	令和3年3月31日

## ◎新潟県告示第478号

連合海区漁業調整委員会設置(昭和37年12月14日新潟県告示第1242号)の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
漁業法(昭和24年法律第267号)第147条第1項の	漁業法(昭和24年法律第267号)第105条第1項の

規定により、連合海区漁業調整委員会を次のように設置した。

- 1 設置年月日 昭和37年12月10日
- 2 名称 新潟県連合海区漁業調整委員会
- 3 委員の定数 11名以内
- 4 区域 新潟海区佐渡海区
- 5 目的 水産動植物の繁殖保護並びに漁業調整について審議する。

規定により、連合海区漁業調整委員会を次のように設置した。

- 1 設置年月日 昭和37年12月10日
- 2 名称 新潟県連合海区漁業調整委員会
- 3 委員の定数 11名以内
- 4 区域 新潟海区佐渡海区
- 5 目的 水産動植物の繁殖保護並びに漁業調整について審議する。

#### ◎新潟県告示第479号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県刈羽郡刈羽村大字十日市字石堂2181の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### ◎新潟県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 就任  
理事 五泉市熊沢320番地 松尾 寿弘  
就任年月日 令和3年3月23日

#### ◎新潟県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 就任  
監事 新潟市秋葉区小戸上組742番地 吉田 益男  
就任年月日 令和3年3月19日

#### ◎新潟県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 就任  
監事 刈羽郡刈羽村大字赤田北方463番地 藤川 哲昭  
就任年月日 令和3年3月19日

#### ◎新潟県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の長江川水系土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月13日

新潟県佐渡地域振興局長

## 1 就任

理事	佐渡市秋津925	伊藤 久雄 (理事長)
〃	〃 下横山120-1	神藏 俊明
〃	〃 潟端908	甲斐 隆雄
〃	〃 秋津872-1	富井 和夫
〃	〃 下横山343	加藤 清一郎
〃	〃 潟端201-1	甲斐 清美
〃	〃 潟端763	中田 昌宏
〃	〃 上横山62	伊藤 惣一
〃	〃 上横山790-子	内海 正明
〃	〃 立野267	田中 照夫
〃	〃 長江459	齋藤 重男
〃	〃 長江520	市橋 慶三郎
監事	〃 長江1065-2	矢田 親成
〃	〃 上横山130-1	池野 彰

就任年月日 令和3年4月1日

## 2 退任

理事	佐渡市上横山719-1	掃部 利久 (理事長)
〃	〃 潟端221	甲斐 久雄
〃	〃 下横山34	大木戸 恭一
〃	〃 秋津872-1	富井 和夫
〃	〃 秋津925	伊藤 久雄
〃	〃 下横山471	逸見 安正
〃	〃 潟端781-1	甲斐 昇
〃	〃 潟端908	甲斐 隆雄
〃	〃 上横山62	伊藤 惣一
〃	〃 立野267	田中 照夫
〃	〃 長江459	齋藤 重男
〃	〃 長江520	市橋 慶三郎
監事	〃 下横山187-2	加藤 郁次郎
〃	〃 潟端771	伊賀 道雄

退任年月日 令和3年3月31日

## ◎新潟県告示第484号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を令和3年4月2日認可した。

令和3年4月13日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第485号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和3年3月31日認可した。

令和3年4月13日

新潟県魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新津村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
五泉市南本町二丁目924番2から	新	11.2～15.2メートル	334.1メートル
同市南本町三丁目2434番1まで	旧	9.6～15.2メートル	334.2メートル

◎新潟県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新津村松線
- 2 供用開始の区間  
五泉市南本町二丁目924番2から同市南本町三丁目2434番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月13日

◎新潟県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区小谷島字北山607番1から	新	11.0～36.4メートル	101.2メートル
同市浦川原区小谷島字北山610番1まで	旧	11.0～25.4メートル	101.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
-----	------	-------	----

上越市浦川原区小谷島字北山610番1から	新	11.0～36.4メートル	101.2メートル
同市浦川原区小谷島字北山607番1まで	旧	11.0～25.4メートル	101.2メートル

備考 路線の重用  
全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日  
新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間  
上越市浦川原区小谷島字北山607番1から同市浦川原区小谷島字北山610番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月13日

◎新潟県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日  
新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区小谷島字一ノ瀬1246番2から	新	14.4～36.6メートル	57.6メートル
同市浦川原区小谷島字南山1255番1まで	旧	11.0～22.0メートル	57.6メートル

備考 路線の重用  
全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区小谷島字南山1255番1から	新	14.4～36.6メートル	57.6メートル
同市浦川原区小谷島字一ノ瀬1246番2まで	旧	11.0～22.0メートル	57.6メートル

備考 路線の重用  
全区間一般国道253号と重用

## ◎新潟県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間  
上越市浦川原区小谷島字一ノ瀬1246番2から同市浦川原区小谷島字南山1255番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月13日

## ◎新潟県告示第492号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系浅貝川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和3年4月13日
- 3 廃川敷地等の位置  
南魚沼郡湯沢町大字三国字下品ノ木4番11地先から同町大字三国字下品ノ木4番10地先まで（浅貝川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 2,033.09平方メートル

## ◎新潟県告示第493号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務  
次の各号に定める歳入の徴収事務
  - (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
  - (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
  - (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
新潟県住宅供給公社  
新潟市中央区新光町15番地2
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
豚熱生ワクチン（シード）  
50ドーズ 見込数量 7,140本  
20ドーズ 見込数量 3,935本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県農林水産部畜産課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者決定日  
令和3年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アグロジャパン  
新潟県新潟市江南区曙町5丁目1番3号
- 5 落札金額  
43,134,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年2月9日

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年4月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称  
情報系端末装置等賃貸借
  - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先
  - (1) 期間  
本公告の日から令和3年5月18日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
  - (3) 問合せ先
    - ア 契約手続に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
電話番号 025-285-0110 内線2235
    - イ 機器等の仕様に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係  
電話番号 025-285-0110 内線2443
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年4月13日(火)から令和3年5月18日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年6月15日(火)午後1時以降に2(3)アへ問い合わせること。

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月22日(火)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

#### 6 入札手続

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和3年6月21日(月)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

##### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

##### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

## (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

## (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

## (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

## (1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for information terminal units and related devices

## (2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, June 22, 2021

Time: 11:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

## (3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2235

**新潟県連合海区漁業調整委員会告示**

## ◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号

新潟県連合海区漁業調整委員会処務規程を次のように定め、公布日から実施する。

令和3年4月13日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

## 新潟県連合海区漁業調整委員会処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県連合海区漁業調整委員会事務規程(昭和43年9月1日実施)に定めるもののほか、新潟県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に関する事務の処理等に関し必要な書記の設置その他の事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 委員会には、その事務を処理させるため、必要に応じて書記長及び次の各号に掲げる職名の書記その他補助員を置く。

- (1) 参事
- (2) 書記長代理
- (3) 主査
- (4) 主任
- (5) 主事
- (6) 技師

2 書記長は、農林水産部水産課長の職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第3条 書記長は、委員会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、次の各号に掲げる事務を掌理し、前条第1項に掲げる職名の書記及び補助員(以下「一般書記等」という。)を指揮監督する。

- (1) 委員会の会議に関する事項
- (2) 漁業調整その他の漁業法に定める委員会の権限に属する事務に関する事項
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事項
- (4) 公印の管理に関する事項
- (5) 一般書記等の事務分掌及び服務に関する事項
- (6) その他委員会の運営に関する事項

2 参事及び書記長代理は、書記長を補佐し、書記長に事故ある場合は、その職務を代行する。

3 主査及び主任は、上司の命を受けて、担当の事務を処理する。

4 主事及び技師は、上司の命を受けて、事務又は技術に従事する。

(専決事項)

第4条 次に掲げる事項は、書記長に専決させる。ただし、予算執行に関係する案件については、農林水産部水産課長に合議しなければならない。

- (1) 一般書記等の事務分掌に関する事項
- (2) 一般書記等の旅行命令、休暇、時間外勤務等服務に関する事項
- (3) 各種文書(照会、回答、通知、届出、進達、申請、証明、調査等)の処理に関する事項
- (4) 公文書の公開に関する事項
- (5) その他前各号に掲げる事項に準ずる軽易な事項

(代決)

第5条 書記長が不在の場合は、参事又は書記長代理が代決をし、書記長、参事及び書記長代理がともに不在のときは、あらかじめ書記長が指定する職員がその指定する事務について代決する。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ書記長から処理の方針を示された場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により代決した場合は、当該代決者は、速やかに書記長の後閲を受けなければならない。

(規程の準用等)

第6条 この規程に定めるもののほか、書記(書記長を含む。)の服務については、新潟県職員服務規程(昭和35年3月新潟県訓令第6号)を、文書の処理については新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)をそれぞれ準用するものとし、その他については知事とその補助機関たる職員に関して定める規程の例によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改廃については、会長が委員に諮り、委員の議決により決定する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務の運営に関し必要な事項は、会長が定める。